

平成30年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Expert)

試験問題 (貨物・技術編)

◆問題文中の法令の略称と正式名称及び関連用語

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
包括許可要領	包括許可取扱要領
10%ルール	貨物については、運用通達1-1(7)(イ)に規定されている。役務については、役務通達2(6)に規定されている。
少額特例	輸出令第4条第1項第四号に規定されている。
告示貨物	輸出令別表第3の3で規定されている経済産業大臣が告示で定めた貨物をいう。
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1(外為令別表)の1から15の項で規制されている貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。機能・仕様(スペック)に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。

《核・原子力関連資機材》

＜問題1＞

貨物等省令第1条第十号では、重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置が、規制されているが、AからCまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 低温で用いられる蒸留塔で、次の1から4までの全てに該当するものは、貨物等省令第1条第十号に該当する。
- 1 細粒ステンレス鋼であって、水素ぜい性のないものを用いたもの
 - 2 内径が30センチメートル以上であり、かつ、全長が4メートル以上のもの
 - 3 温度が零下238度以下で用いることができるように設計したもの
 - 4 0.5メガパスカル以上5メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの
- B 低温で用いられる蒸留塔と零下238度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダ（水素の排出量が1時間につき1,000キログラム以上のもの）は、組み合わされて使用され、重水素製造装置の一部を構成するので、貨物等省令第1条第十号に該当する。
- C 液体水素貯蔵容器は、零下238度以下で用いられることができるので、低温で用いられる蒸留塔として、貨物等省令第1条第十号に該当する。

1. A○ B× C×
2. A○ B○ C×
3. A× B○ C○
4. A× B○ C×
5. A× B× C○

(参考条文)

※貨物等省令第1条第十号

- 十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
- イ 重水素若しくは重水素化合物の製造用の装置(濃縮用の装置を含む。)又はその部分品若しくは附属装置
- ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次

のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)

(一) 削除

(二) 低温で用いられる蒸留塔であって、次の1から4までのすべてに該当するもの

- 1 細粒ステンレス鋼であって、水素ぜい性のないものを用いたもの
- 2 内径が30センチメートル以上であり、かつ、有効長が4メートル以上のもの
- 3 温度が零下238度以下で用いることができるように設計したもの
- 4 0.5メガパスカル以上5メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの

(三) 真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充てん物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行った磷青銅製のもののうち、メッシュ状のもの

(四) 温度が零下238度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダであって、水素の排出量が1時間につき1,000キログラム以上のもの

(五) 削除

(六) カリウムアミドを含む液化アンモニアを循環させることができるポンプであって、次の1から3までのすべてに該当するもの

- 1 気密な構造のもの
- 2 1.5メガパスカル以上60メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるもの
- 3 吐出し量が1時間につき8.5立方メートルを超えるもの

<問題 2 >

ジルカロイと呼ばれるジルコニウム合金は中性子の吸収能力が非常に小さく、耐食性に優れているため、原子炉用燃料の被覆管材料に用いられる。

しかし、ジルコニウムに含まれる、ある元素の含有量を低く抑えないと中性子を吸収するため被覆管材料に用いることはできない。

このことから貨物等省令第 1 条第三十一号では次のように規定している。次の記述の_____に当てはまるものはどれか、後記 1 から 5 までの中から正しいものを 1 つ選びなさい。

貨物等省令第 1 条第三十一号

ジルコニウム若しくはジルコニウム合金（ジルコニウムの含有量が全重量の 50 パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物（_____の含有量がジルコニウムの含有量の 500 分の 1 未満のものに限る。）・・・

1. ハフニウム
2. ビスマス
3. ふっ素
4. ベリリウム
5. ほう素 10

<問題 3 >

六ふっ化ウランに耐食性のある材料を用いた次の圧力計のうち絶対圧力計でなく、規制されていないものを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

1. 絶対真空を圧力ゼロの基準にした圧力指示計
2. 完全真空状態を圧力ゼロの基準にしたトランスミッタ
3. 絶対真空を圧力ゼロの基準にした隔膜式伝送器
4. 真空度を測定する圧力スイッチ
5. 絶対真空を圧力ゼロの基準にした光電式接点付圧力計

《航空宇宙関連資機材・レーダー・航法関連・センサー・レーザー関連》

＜問題4＞

米国のプレジャーボートメーカーから最新型の船舶用二次元レーダーの引き合いがあり、3台をサンプルとして輸出することになった。AからEまでのうち、該非判定に関する説明で正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、サンプル出荷する船舶用二次元レーダーの主な仕様は次の表のとおりである。

表： 船舶用二次元レーダーの主な仕様

番号	項目	内容
①	送信周波数帯	Sバンド
②	送信器	個体化送信器
③	送信出力	245W（ピーク電力）
④	周波数ホッピング	なし
⑤	パルス圧縮比	145
⑥	圧縮パルス幅	35ナノ秒
⑦	空中線	長さ8フィート（単一）
⑧	空中線回転数	24rpm（機械式回転）

- A パルス圧縮技術を利用しているため当該レーダーは、貨物等省令第9条第十三号ルに該当である。
- B 圧縮パルス幅については35ナノ秒（<200ナノ秒）であるため、当該レーダーは、貨物等省令第9条第十三号ルに該当である。
- C 表に示される番号①から⑥の仕様により、当該レーダーは貨物等省令第9条第十三号ル（二）に非該当である。
- D パルス圧縮比が145（<150）であるため、当該レーダーは貨物等省令第9条第十三号ル（一）に非該当である。
- E 表に示される番号③から⑧の仕様により、当該レーダーは貨物等省令第9条第十三号ルに非該当である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

（参考条文）

※貨物等省令第9条第十三号ル

十三 レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

(一) パルス圧縮比が 150 を超えるもの

(二) 圧縮パルス幅が 200 ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の 1 から 5 までの全てに該当するものを除く。）

1 パルス圧縮比が 150 未満のもの

2 圧縮パルス幅が 30 ナノ秒を超えるもの

3 単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの

4 ピーク出力が 250 ワット未満のもの

5 周波数ホッピング能力を有していないもの

<問題5>

国内顧客を訪問したとき、以前その顧客に販売した非球面光学素子についての該非判定を聞かれた。輸出令別表第1の10の項(7の2)に該当している可能性があったが、資料を持っていなかったため、当該項目については回答することができなかった。そのため、当該項目については後日回答すればよいと考え、その場ではとりあえず輸出令別表第1の16の項に該当していることについてだけ回答した。この対応について、後記1から5までの中から正しいものを1つ選びなさい。

1. 輸出令別表第1の16の項にはすべての貨物が該当し、非球面光学素子も該当するので、対応は間違いではない。
2. 輸出令別表第1の16の項には木材、食料品などを除くその他のすべての貨物が該当し、非球面光学素子も該当するので、対応は間違いではない。
3. 輸出令別表第1の16の項には非球面光学素子は該当しないので、対応は間違いである。
4. 輸出令別表第1の16の項には「1から15までの項の中欄に掲げるものに限る。」という意味の記載がされているため、輸出令別表第1の16の項に該当しているということは、輸出令別表第1の1から15までの項に該当であることを意味するので、対応は適切でない。
5. 輸出令別表第1の16の項には「1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。」という意味の記載がされているため、輸出令別表第1の16の項に該当しているということは、輸出令別表第1の1から15までの項に非該当であることを意味するので、対応は適切でない。

＜問題 6＞

500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットの部品を製造することができる装置に関する記述について、後記1から5までの中から正しいものを1つ選びなさい。（ただし、記載されていない要件については、規制要件に該当するものとする。）

1. 自動車用アルミニウム鍛造ホイールを製造する目的でしごきスピニング加工機を輸出する場合、その装置が数値制御装置を有し、輪郭制御を行うことができる軸数が2を超えるものであれば規制される。
2. 全容量が1,000リットルで混和軸を2軸有するバッチ式混合機は規制されない。
3. 最大圧力が50メガパスカルのアイソスタチックプレスであっても、中空室の内径が254ミリメートル以上のものは規制される。
4. マンドレルの最大長さが500ミリメートルのフィラメントワインディング装置は規制されない。
5. (三次元形状の)手袋や靴下を製造するための織機は三次元的に織ることができるように見えるので規制対象となる。

(参考条文)

※貨物等省令第3条第五号

- 五 しごきスピニング加工機であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に用いられる推進装置又はその部分品を製造することができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品
- イ 数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもの
 - ロ 輪郭制御をすることができる軸数が2を超えるもの

※貨物等省令第3条第九号

- 九 バッチ式の混合機（液体用のものを除く。）であって、次のイからニまでの全てに該当するもの又はその部分品
- イ 0以上13.326キロパスカル以下の絶対圧力で混合するように設計し、又は改造したもの
 - ロ 混合容器内の温度を制御することができるもの
 - ハ 全容量が110リットル以上のもの
 - ニ 混合機の中心軸から離れた混和軸又は捏和軸を少なくとも1本有するもの

※貨物等省令第3条第十一号

十一 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ フィラメントワインディング装置、ファイバープレイスメント装置又はトウプレイスメント装置であって、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が3以上のもの又はその制御装置

ロ テープレイング装置であって、複合材料からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するために、テープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が2以上のもの

ハ 三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン

ニ 繊維の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 重合体繊維から他の繊維を製造する装置

(二) 熱したフィラメント状の基材に元素又は化合物を蒸着させるための装置

(三) 耐火セラミックの湿式紡糸装置

ホ 繊維の表面処理又はプリプレグ若しくはプリフォームの製造を行うように設計したもの

※貨物等省令第3条第十四号

十四 アイソスタチックプレスであって、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその制御装置

イ 最大圧力が69メガパスカル以上のもの

ロ 中空室内の温度制御ができるもの（中空室内の温度が600度以上の場合に限る。）

ハ 中空室の内径が254ミリメートル以上のもの

<問題 7 >

輸出令別表第1の4の項(6)、貨物等省令第3条第七号で規制されている推進薬又はその原料となる物質について、後記1から5までの中から誤っているものを1つ選びなさい。

1. 濃度が50パーセントを超えるヒドラジン
2. アンモニウムジニトラミド
3. グリシジルアジドの重合体(末端に水酸基を有するものを含む。)
4. 過塩素酸アンモニウム
5. フェロセン誘導體

<問題 8 >

イルカウォッチング用に下記の仕様の水中マイクを輸出するに当たり、貨物等省令第9条第一号ロ（一）の該非判定について、後記1から5までの中から正しいものを1つ選びなさい。

（仕様）

受波素子 : 単体 チタン酸ジルコン酸鉛素子
音圧感度 : -175デシベル
使用可能水深 : 50m
加速度による影響補正機能 : なし

1. 水中マイクは hidroホンではないので、水中探知装置の部分品として該非判定する必要はない。
2. 漁業、研究用の水中探知装置の部分品なので非該当と判定する。
3. 送信機能を有していないので非該当と判定する。
4. 音圧感度が-180デシベルを超えていないので非該当と判定する。
5. 音圧感度が-180デシベルを超えているので該当すると判定する。

（参考条文）

※貨物等省令第9条第一号ロ（一）

輸出令別表第1の10の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
 - ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
 - （一） hidroホンであって、加速度による影響を補正する機能を有していないもののうち、その音圧感度（1ボルト毎マイクロパスカルである場合を0デシベルとしたときのものをいう。）がマイナス180デシベルを超えるもの

《化学製剤原料関連》

＜問題 9＞

AからEまでのうち、輸出令別表第1の3の項（1）で規制されている物質だけを組合せているものはどれか。後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 青酸、フッ化水素酸、赤煙硝酸、メチルホスホン酸、硫酸
- B 三塩化ヒ素、三塩化リン、塩化ホスホリル、二塩化硫黄、塩化チオニル
- C ジイソプロピルアミン、2-ニトロジフェニールアミン、ジエチルアミン、ジメチルアミン、2-クロロエチルジイソプロピルアミン
- D 亜リン酸ジメチル、ジエチルジチオリン酸、亜リン酸ジエチル、亜リン酸トリエチル、亜リン酸トリメチル
- E トリエタノールアミン、メチルジエタノールアミン、2-ジエチルエタノールアミン、エチルジエタノールアミン、2-ジメチルエタノールアミン

- 1. A・B・C・D・E
- 2. A・B・E
- 3. B・D
- 4. B・D・E
- 5. C・D・E

<問題10>

AからDまでのうち、輸出令別表第1の3の項(1)に関して、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の3の項(1)に該当する化学物質の閾値には、1%、10%、30%があり、閾値がない化学物質もある。
- B 輸出令別表第1の3の項(1)に該当する化学物質が混合物として含まれているドラム缶であっても、化粧品、シャンプー、調整界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調整不凍液又は調整潤滑剤であれば、規制から除かれる。
- C 総価額3万円のトリエタノールアミン塩酸塩を輸出することになったが、少額特例を適用して輸出できる。
- D 価格が1000円/kgの製品中にトリエタノールアミンの占める価格が95円/kgであった。10%を超えていないので、輸出許可不要となる。トリエタノールアミンの価格は、300円/kgであった。

- 1. A○ B× C× D×
- 2. A× B○ C× D○
- 3. A○ B○ C× D○
- 4. A× B× C○ D○
- 5. A○ B× C○ D×

《化学兵器製造関連資機材》

＜問題 1 1＞

輸出令別表第 1 の 3 の項（2）では規制されていない熱交換器を輸出する予定である。本熱交換器は、チタン合金からなる 40 枚のプレート（個々のプレートの伝熱面積は 1 平方メートル）を組み込んで熱交換をする。材質は規制に該当する材料であるが、熱交換器としてはトータルの伝熱面積が 40 平方メートルとなるため、規制範囲を超えており輸出許可不要のものである。（規制範囲は 0. 15 平方メートル超 20 平方メートル未満の伝熱面積をもつ熱交換器である。）

本輸出の直前に客先から予備品として 5 枚のプレートを追加購入の依頼があった。この場合、後記 1 から 5 までの中から、最も適切な説明を 1 つ選びなさい。なお、この予備品のプレートは伝熱面積が 15 平方メートル～40 平方メートルの熱交換器用に設計した部分品である。また、予備品のプレートは熱交換器には組み込まれずに出荷される。

1. 予備品のプレートは輸出許可不要の熱交換器用であり、輸出許可不要。
2. 予備品としての 5 枚のプレートの電熱面積は、合計すると 5 平方メートルとなり規制範囲であることから、輸出許可必要。
3. 予備品のプレートは設計対象とした熱交換器の伝熱面積が規制該当と規制非該当にまたがるため輸出許可必要。
4. 予備品のプレートは本体と一体のものとみなされるので輸出許可不要。
5. 熱交換器本体と同一梱包の上、同時期に輸出する場合は輸出許可不要であるが、それ以外の場合（同時期ではあるが別梱包又は別時期の輸出の場合等）は輸出許可必要。

<問題 1 2 >

輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 1 1 の「空気中の物質を検知する装置又はその部分品」について、A から D までのうち正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) の化学物質又は輸出令別表第 1 の 1 の項 (1 3) の軍用の化学製剤を検知できるもの
- B 「アンチコリンエステラーゼ作用を有する化合物」は、物質を特定されていないので検知する物質がコリンエステラーゼ阻害剤か否か判別しなければならない。
- C 空気中の物質を検知する装置には、分析装置を含まない。
- D 「連続して使用するよう設計したもの」とは、つねに検知できる状態に維持できるように設計したものをいう。

- 1. 0 個
- 2. 1 個
- 3. 2 個
- 4. 3 個
- 5. 4 個

《生物兵器製造関連資機材》

＜問題 13＞

次のAからEまでのうち、輸出令別表第1の3の2の項(2)の該非判定についての正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の3の2の項(2)1の「物理的封じ込めに用いられる装置」の仕様を定めた貨物等省令とは、第2条の2第2項第一号及び第六号ロである。
- B 貨物等省令第2条の2第2項第二号により規制の対象になっている制御装置は、規制に該当する発酵槽に用いるように設計されたものであって、発酵槽の運転条件を制御するための2以上のパラメーターを監視又は制御することができるものである。
- C 貨物等省令第2条の2第2項第三号により規制の対象になっている遠心分離機は、病原性微生物を含んだエアゾールの漏出を防止するための二重以上のメカニカルシールで軸封されているものである。
- D 感染動物飼育装置であって、貨物等省令第2条の2第2項第六号ロの(一)から(四)をすべて満す仕様のものであれば、飼育室の容積の大小に係わらず該当になる。
- E 貨物等省令第2条の2第2項第四号(クロスフローろ過装置)ロの(二)に規定する「使い捨ての部分品」とは、一回限りで使い捨てられるモジュール、エレメントなどの形態をしたクロスフローろ過部品やジョイント・配管等をいう。ただし、素材としての膜は対象外である。

- 1. A○ B× C× D○ E○
- 2. A× B○ C○ D× E○
- 3. A○ B× C○ D○ E×
- 4. A× B○ C× D○ E×
- 5. A○ B× C× D○ E×

<問題 1 4 >

輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) について、A から E までのうち正しい説明の組合せを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 「物理的封じ込めのレベル」について P 4 の装置に係る技術は、すべて外為令別表の 3 の 2 の項 (2) に該当する。
- B 家庭用浄水器用 (全ろ過用) 装置の設計、製造又は使用の技術であって、当該貨物の有する機能若しくは特性に達し、又はこれらを超えるために必要な技術であれば、外為令別表の 3 の 2 の項 (2) で規制される。
- C 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2)、貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第四号の二に該当する部分品の製造技術であっても、当該貨物の有する機能若しくは特性に達し、又はこれらを超えるために必要な技術でなければ、外為令別表の 3 の 2 の項 (2) に該当しない。
- D 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2)、貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第五号に該当する凍結乾燥器の省電力のためのマイコンプログラムは、外為令別表の 3 の 2 の項 (2) に該当しない。
- E 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2)、貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第一号に該当する「物理的封じ込めのレベルが P 4 の装置」の詳細な設計・製造図面は、外為令別表の 3 の 2 の項 (2) に該当しない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

《先端材料関連》

＜問題 15＞

貨物等省令第4条第十一号の判定に関する以下の記述について、AからCまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 振動防止用に使用することができる液体として該当であるかどうかを判断するために、25度の温度における密度を知ることが必要になる場合がある。
- B パーフルオロアルカン50パーセントを含む液体混合物は、貨物等省令で定められた「次のいずれかに該当する物質の重量が全重量の85パーセント以上のもの」に当てはまらないので、電子機器の冷媒用に使用することができる液体に該当しないとみなすことができる。
- C 該当になる潤滑剤の主成分は酸素原子又は硫黄原子を必ず含む。

- 1. A○ B× C×
- 2. A× B○ C○
- 3. A× B× C○
- 4. A× B○ C×
- 5. A× B× C×

<問題 1 6 >

輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 7) に関して、後記 1 から 5 までの中から正しい説明を 1 つ選びなさい。

1. 輸出時点で 20℃における引張強さが 1000MPa のマルエージング鋼 (熱処理後には 1950MPa 以上になる) は、輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 7) に該当しない。
2. 20℃における引張強さが熱処理後に 1950MPa 以上になるマルエージング鋼で、直径が 80mm の球は、輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 7) に該当しない。
3. 20℃における引張強さが熱処理後に 460MPa 以上になるアルミニウム合金で一辺が 80mm で高さが 50mm の三角柱は、輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 7) に該当する可能性がある。
4. 20℃における引張強さが熱処理後に 460MPa 以上になるアルミニウム合金で外径が 80mm で高さが 50mm の棒は、輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 7) に該当する可能性がある。
5. 20℃における引張強さが熱処理後に 460MPa 以上になるアルミニウム合金で外径が 80mm で高さが 50mm の円筒は、輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 7) に該当しない。

<問題 17>

輸出令別表第1の5の項(7)、貨物等省令第4条第九号では、ウランチタン合金又はタングステン合金が規制されている。以下に示したAからEまでの5種類の合金について、輸出令別表第1の5の項(7)について、該当となる合金はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、他の項については、考慮しなくてよいものとする。

- A タングステン合金、マトリックス：Fe、引張強さ：1950Mpa、密度：8.7g/cm³
- B タングステン合金、マトリックス：Fe、Ni、密度：18.0g/cm³、伸び率：18%、引張強さ：1180MPa、電気抵抗率：0.13μΩm
- C ウランチタン合金、引張強さ：1500Mpa、密度：17.5g/cm³、伸び率：18%
- D ウランチタン合金、引張強さ：1620Mpa、密度：18.5g/cm³、伸び率：17%
弾性限度：1190Mpa
- E タングステン合金、密度：17.6g/cm³、熱膨張率：5.2×10⁻⁶/K、伸び率：4%

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

(参考条文)

※貨物等省令第4条第九号

九 ウランチタン合金又はタングステン合金であつて、そのマトリックスが鉄、ニッケル又は銅のもののうち、次のイからニまでのすべてに該当するもの

- イ 密度が17.5グラム毎立方センチメートルを超えるもの
- ロ 弾性限度が880メガパスカルを超えるもの
- ハ 引張強さが1,270メガパスカルを超えるもの
- ニ 伸び率が8パーセントを超えるもの

《材料加工関連》

＜問題 18＞

輸出令別表第1及び外為令別表の1～15の項で規制される軸受及びその技術について、AからEまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 転がり軸受は主に4つの部分品；外輪・内輪・転動体（玉又はころ）及び保持器から構成されている。輸出令別表第1の6の項（1）、貨物等省令第5条第一号では、転がり軸受の部分品の一つである玉(ボール)単体が精度（グレード）で規制されている。当規制は日本工業規格B 1 5 0 1号で定める精度がグレード5以下の玉は規制から除外されるので、規制対象となる玉単体はグレード3以上である。
- B 高精度部品を加工する数値制御工作機械の高速回転する主軸サポートには高精度転がり軸受が使用される。その軸受仕様は精度がJ I S 4級以上で、かつ、高速性能を確保するため転動体には主にセラミック材が使用されるが外輪、内輪は通常の高炭素クロム軸受鋼が使われる。上記の仕様を持つ転がり軸受であれば輸出令別表第1の6の項（1）、貨物等省令第5条第一号イに非該当である。
- C X社はインドネシア工場の現地従業員を日本の工場に招き高精度転がり軸受製造の研修を3ヶ月間行う予定にしている。その研修内容はアンギュラー玉軸受の製造ラインに入り所定の精度確保のため主に内・外輪の軌道面あらし向上の研磨技術習得を目的とする。製造対象の軸受は精度がJ I S 2級で、内輪内径寸法が15mmから20mm、外輪外径寸法が30mmから50mmで幅寸法が12mmから15mmの範囲のものである。従って、研修対象軸受が輸出令別表第1の4の項（5の2）に該当するため、その製造技術も外為令別表の4の項（1）に該当し役務取引許可を取得してから研修を行わなければならない。
- D 高速回転する推進薬制御装置ポンプにアンギュラー玉軸受と深溝玉軸受とを各1個を組み合わせて使用する。これらの軸受は精度がいずれもJ I S 2級で内輪内径寸法は15mm、外輪外径寸法は75mmで、かつ、組み合わせた軸受の幅寸法は20mmである。この場合、組み合わせた軸受は精度と寸法がいずれも規制範囲内であるため、1つの軸受として輸出令別表第1の4の項（5の2）に該当と判定する。
- E ラジアル玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）は、たとえ、その精度が規制対象の最高級レベルJ I S 2級であっても内・外輪及び転動体のそれぞれの材料が高炭素クロム軸受鋼や浸炭鋼など通常使用される材料であれば輸出令別表第1の6の項（1）、貨物等省令第5条第一号イに非該

当である。

1. A○ B○ C× D○ E○
2. A× B○ C○ D× E○
3. A○ B× C○ D○ E×
4. A× B○ C○ D○ E×
5. A○ B○ C× D× E○

<問題 19 >

当社製直線 3 軸 MC (マシニングセンター) 1 台に市販の工作機械専用 2 軸円テーブルを搭載した後に中国に輸出する商談が纏まった。客先要求に従って、1 軸は直線軸と同時輪郭制御可能な回転軸、もう 1 軸は他の軸との同時輪郭制御ができない割出し軸(円テーブルメーカーのコントローラにて割出し制御を行う軸)の 2 軸円テーブルを当社が手配することになったが、この円テーブルの納期がかかるため、まず 3 軸 MC のみを中国で据付けてから試切削と部品加工を 3 か月間行った後に当該 2 軸円テーブルと必要部材を中国に輸出して現地で円テーブル後付工事を行うことで客先と契約が成立した。この 3 軸 MC の輸出、2 軸円テーブルと必要部材の輸出、現地での円テーブル後付工事の全ては当社が輸出者及び工事担当者となって行う。これらの輸出に際して、貨物の該非判定上の考え方として、後記 1 から 5 までの中から最も適切なものを 1 つ選びなさい。役務取引については本問では考慮しないものとする。

なお、中国に輸出する当社製直線 3 軸 MC は 2 の項位置決め精度 PA は非該当、かつ、6 の項位置決め精度の繰返し性 UPR は該当レベルの MC である。

1. PA 非該当なので 2 の項は非該当、輸出令別表第 1 の 6 の項冒頭に「2 の項の中欄に掲げるものを除く」とあるので 6 の項の該非判定は不要となる。したがって、本件 3 軸 MC の輸出は許可不要となる。
2. PA 非該当であるが UPR は該当レベルなので、本件 3 軸 MC の輸出に際しては円テーブルの後付の有無に関わらず、6 の項該当貨物としての輸出許可が必要となる。
3. PA 非該当かつ UPR の値に関係なく 6 の項では直線 3 軸のみの MC は規制されていないので、本件 3 軸 MC の輸出は許可不要となる。
4. 直線 3 軸のみの MC は 2 の項 PA 非該当かつ 6 の項規制対象外、更に 2 軸の円テーブルは同時輪郭制御可能な軸は 1 軸なので 6 の項非該当となり、結局本件 3 軸 MC の輸出及び 2 軸円テーブルの輸出はともに許可不要となる。
5. 円テーブル後付け工事後には直線 3 軸 (UPR 該当) プラス輪郭制御回転軸 1 軸の 6 の項該当の MC が出来上がることが当初から判明しているので、最初に本件 3 軸 MC を輸出する時点で 6 の項該当の MC として輸出許可を取る必要がある。

(参考条文)

※貨物等省令第5条第二号ロ

ニ 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）

ロ フライス削りをすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が3で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が1のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0009ミリメートル以下のもの

2 移動量が1メートル以上の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0011ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0009ミリメートル以下のもの

2 移動量が1メートル以上4メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0014ミリメートル以下のもの

3 移動量が4メートル以上の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.006ミリメートル以下のもの

(以下省略)

※貨物等省令第5条第十号

十 複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであって、工作機械用に設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 削除

ロ 削除

ハ 複合回転テーブルであって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械用に設計したもの

(二) 輪郭制御のために同時に制御することができるように設計した2つの回転軸を有するもの

(以下省略)

※運用通達 6の項解釈を要する用語

複合回転テーブル：

工作物を非平行な2つの回転軸の周りに回転又はティルトさせることができるテーブルをいう。

<問題 20 >

「ロボット」は、輸出令別表第1の2の項、6の項、12の項、14の項で規制されているが、そのロボットについて、定義が運用通達に定められている。AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5の中から1つ選びなさい。

- A 最近では床掃除用として、業務用や家庭用の様々なロボット掃除機が製品化されている。これらのロボット掃除機は、近接センサーや障害物を検知するセンサーからの情報をもとに掃除するルートを自動決定したり、一度掃除のルートを教示すると記憶したルートをなぞって動作するなど、ある種の知能を備えているので、前記の輸出令別表第1で規制されるロボットの定義に当てはまる。
- B 外科手術支援用のロボットは、医師の遠隔操作によって手術器具の先端の位置や角度を三次元的に精密に制御することができるので、前記の輸出令別表第1で規制されるロボットの定義に当てはまる。
- C 視覚を備えたロボットであって、視覚情報に三次元画像処理を行うことができ、不規則にバラバラに積み上げられた複数の材料や部品の位置や姿勢を認識して保持できるものは、前記の輸出令別表第1で規制されるロボットである。
- D 人型や動物型のロボットで、AIを利用して人との対話が可能なロボットが開発されたり、製品化されたりしているが、材料や部品、工具などを保持して三次元空間を自由に位置決めや方向決めができるものでなければ、前記の輸出令別表第1で規制されるロボットの定義に当てはまらない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 2 1 >

以下の仕様のアイソスタチックプレスに関して、正しい該非判定を後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

<仕様>

- ①アイソスタチックプレスの専用部分品である。
- ②最大圧力が 2 1 0 メガパスカルである。
- ③中空室内の温度制御はできない。
- ④中空室の内径は 1 5 2 ミリメートルである。

- 1. 輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する。
- 2. 輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 4) に該当する。
- 3. 輸出令別表第 1 の 4 の項 (1 3) に該当する。
- 4. 輸出令別表第 1 の 6 の項 (4) に該当する。
- 5. 輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する。

(参考条文)

※輸出令別表第 1 の 2 の項 (14)

アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置 (4 の項の中欄に掲げるものを除く。)

※貨物等省令第 1 条第十九号

十九 アイソスタチックプレスであって、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくは当該アイソスタチックプレスに用いることができるように設計した型

イ 最大圧力が 6 9 メガパスカル以上のもの

ロ 中空室の内径が 1 5 2 ミリメートルを超えるもの

※輸出令別表第 1 の 4 の項 (13)

アイソスタチックプレス又はその制御装置

※貨物等省令第 3 条第十四号

十四 アイソスタチックプレスであって、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその制御装置

イ 最大圧力が 6 9 メガパスカル以上のもの

ロ 中空室内の温度制御ができるもの (中空室内の温度が 6 0 0 度以上の場合に限る。)

ハ 中空室の内径が 2 5 4 ミリメートル以上のもの

※輸出令別表第 1 の 6 の項 (4)

アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品 (4 の項の中欄に掲げ

るものを除く。)

※貨物等省令第5条第六号

六 アイソスタチックプレスであって、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ 内径が406ミリメートル以上の中空室を有するものであって、中空室内の温度制御ができるもの

ロ 次のいずれかに該当するもの

(一) 最大圧力が207メガパスカルを超えるもの

(二) 中空室内の温度を1,500度を超える温度に制御することができるもの

(三) 炭化水素の注入のための装置及びガス状分解生成物を除去するための装置を有するもの

《エレクトロニクス関連》

＜問題 2 2＞

AからDまでのうち、輸出令別表第1の7の項に関する集積回路の該非判定に関して、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省第6条第一号ホ(一)中のアナログデジタル変換用(ADC)の分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタル出力ビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するにあたり使用しない。
- B 紫外線消去可能なプログラマブルロム(EPROM/Erasable Programmable Read Only Memory)は、貨物等省第6条第一号イ、ロの規制対象である。
- C 貨物等省令第6条第一号ワにおける「プログラム」とは、フィールドプログラマブルロジックデバイスに書き込まれるプログラムのことであり、マイコンのようにCPU、メモリーを搭載した集積回路のプログラムは含まない。
- D インターリーブ型ADC又はインターリーブ方式で動作するように設計した複数のチャンネルを有するADCが含まれた集積回路のサンプルレートは、インターリーブに係る個々のチャンネルのサンプルレートの最大のものをいう。

- 1. A○ B○ C× D○
- 2. A× B○ C○ D×
- 3. A○ B× C× D×
- 4. A× B○ C○ D○
- 5. A○ B○ C× D×

<問題 23>

電子デバイス関連の該非判定について、AからEまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 一次セルで、20℃の温度におけるエネルギー密度が550ワット時毎キログラムを超える機能のものは電力密度に関係なく規制される。
- B アナログ信号用に設計した光の強度、振幅又は位相を操作する電気光学効果を利用する光変調器は規制されない。
- C 表示デバイス（液晶表示素子、プラズマディスプレイ、ELディスプレイ、その他表示素子）を具体的に規制している項番はないので該当貨物の専用品として設計され、かつその貨物の部分品が規制されているかどうかで判断する。
- D 貨物等省令第6条第八号の三の規制対象となる電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュールのうち、民生用の自動車に組み込まれたものは規制除外される。
- E 真空回路における電磁波の伝搬作用を利用した真空電子デバイスのうち動作周波数が31.8ギガヘルツ以上で動作する貨物の設計又は製造及び使用に係る技術は規制される。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 0個

<問題 2 4 >

「専用設計品」の判定基準で正しいものを後記 1 から 5 までの中から 1 つ 選びなさい。

1. 非該当の機器・装置用に使用することを意図して設計したものは、それが 該当の機器・装置に使用できるものであっても、非該当の機器・装置用の専 用設計品として判定する。
2. 非該当の機器・装置用に使用することを意図して設計したものであっても、 それが該当の機器・装置に使用できる場合は、該当の機器・装置用の専用設 計品とし、該当とする必要がある。
3. 該当の機器・装置用に使用することを意図して設計したものであっても、 それが非該当の機器・装置に使用できる場合は、非該当の機器・装置用の専 用設計品として判定し、非該当とする。
4. 該当と非該当の両方の機器・装置用に設計したものは、該当の機器・装置 が該当となるために必要不可欠なものも含めて非該当とする。
5. 専用設計された集積回路で、「他の装置」のために「特別に設計したもの」 の「他の装置」とは、中間段階の貨物、例えば、各種機器に組み込まれる電 源等は、「他の装置」に含まない。

<問題 2 5 >

輸出令別表第 1 の 7 の項 (2)、貨物等省令第 6 条第十五号「マイクロ波用試験受信機」の該非判定について、後記 1 から 5 までの中から正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 110 ギガヘルツを超える周波数で使用するよう設計したものは、貨物等省令第 6 条第十五号に該当である。
2. 振幅及び位相を同時に測定できるものは、貨物等省令第 6 条第十五号に該当である。
3. 110 ギガヘルツを超える周波数で使用するよう設計したもので、振幅及び位相を同時に測定できるものは、貨物等省令第 6 条第十五号に該当である。
4. 110 ギガヘルツを超える周波数で使用するよう設計したもので、振幅又は位相を測定できるものは、貨物等省令第 6 条第十五号に該当である。
5. 75 ギガヘルツを超える周波数で使用するよう設計したもので、振幅及び位相を同時に測定できるものは、貨物等省令第 6 条第十五号に該当である。

(参考条文)

※貨物等省令第 6 条第十五号

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 110 ギガヘルツを超える周波数で使用するよう設計したものの

ロ 振幅及び位相を同時に測定できるもの

《コンピュータ関連》

＜問題 26＞

輸出令別表第1の8の項と外為令別表の8の項に関し、AからEまでのうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを1つ選びなさい。

- A CPU (Central Processing unit) と GPU (Graphics Processing Units) を搭載したサーバーの輸出令別表第1の8の項のAPP (加重最高性能) の算出では、これらが同時動作できても記憶装置を共有しないのであれば、これらを合算して当該サーバーのAPP算出に含めない。
- B 市販のサーバー製品500台を、汎用のインフィニバンド製品で接続して構築した、最高論理演算性能100TFLOPSのコンピュータシステムがある。ここで使用されているインフィニバンド製品は、デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するために使用されているので、貨物等省令第7条第三号トで規制される。
- C プロセッサのカタログには演算性能として以下の2種類が記されている。
①倍精度浮動小数点演算性能 1000GFLOPS
②単精度浮動小数点演算性能 2000GFLOPS
輸出令別表第1の8の項のAPP (加重最高性能) に関係するのは、値の大きな浮動小数点演算性能②である。
(注) 倍精度浮動小数点：64ビットの浮動小数点表現
単精度浮動小数点：32ビットの浮動小数点表現
- D デジタル電子計算機が他の装置に内蔵されており、当該装置を稼働するために必要不可欠であって、当該要素の主要な要素でないものは貨物等省令第7条第三号で規制されない。ここでいう「主要な要素」とは、デジタル電子計算機の購入価額が当該装置の販売価額の10%を超えることをいう。
- E マルウェアを解析した技術データを、情報システムのセキュリティの維持を目的としてさらなる解析のために、外国の研究機関に提供する。この場合、マルウェアを解析した技術データは貨物等省令第20条第七号で規制されない。

1. A○ B× C× D× E○
2. A× B○ C○ D× E○
3. A○ B○ C○ D× E○
4. A× B○ C× D○ E×
5. A○ B× C× D○ E○

<問題 27>

デジタル電子計算機の機能向上部分品であって、計算要素を集合させることにより加重最高性能が16（実効テラ演算）WTであるもの（輸出令別表第1の8の項に非該当）の設計又は製造の技術の該非判定につき、後記1から5までの中から適当なものを1つ選びなさい。

1. 15WT超のデジタル電子計算機本体の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）は該当であるが、同じ加重最高性能の機能向上部分品の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）は非該当である。
2. 15WT超のデジタル電子計算機の機能向上部分品の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）は該当だが、設計又は製造するために設計したプログラムは規制されていない。
3. 15WT超のデジタル電子計算機の機能向上部分品の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）も、設計又は製造するために設計したプログラムも該当である。
4. 15WT超のデジタル電子計算機の機能向上部分品の設計又は製造の技術（プログラムを除く。）も、設計又は製造するために設計したプログラムも規制対象技術ではあるが、非該当である。
5. 15WT超のデジタル電子計算機の機能向上部分品は貨物として非該当であり、非該当貨物の技術はそもそも規制されず、対象外である。

(参考条文)

※貨物等省令第20条第2項第一号～第五号

- 2 外為令別表の8の項(2)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの(第三号から第七号までに該当する技術(プログラムを除く。)であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。)とする。
 - 一 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。
 - イ 加重最高性能が15実効テラ演算超16実効テラ演算以下のもの
 - ロ 加重最高性能が16実効テラ演算超29実効テラ演算以下のもの
 - 二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が15実効テラ演算超29実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)
 - 三 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

- イ 加重最高性能が15実効テラ演算超16実効テラ演算以下のもの
 - ロ 加重最高性能が16実効テラ演算超29実効テラ演算以下のもの
- 四 前号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)
- 五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が15実効テラ演算超29実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)

《通信・情報セキュリティ関連》

＜問題 28＞

スペクトル拡散技術を用いた無線送受信機があり、暗号機能を有している。この無線送受信機は貨物等省令第8条第二号イ（二）に該当していて、暗号装置として第8条第九号イ（二）にも該当している。この無線送受信機的设计検証に、この無線送受信機専用の设计用の装置を用いている。この设计用の装置は、貨物等省令第8条第二号イ（二）の規制パラメーターである送信帯域幅を確認するためだけに设计されたものである。また、パソコンと接続してパソコンからリモート制御できる機能を有していて、そのリモート制御用の通信路のために暗号機能(対象アルゴリズムAESで鍵長128ビット)を有している。

この设计用の装置の該非判定について、AからEまでのうち、正しいものがいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第8条第二号イ（二）の規制パラメーターである送信帯域幅を確認しているため、貨物等省令第8条第二号イ（二）に該当となる。
- B 貨物等省令第8条第六号では「貨物等省令第8条第二号イ（二）に該当する貨物の设计用の装置」を規制しており、貨物等省令第8条第七号では「貨物等省令第8条第二号に該当する貨物の设计用の装置」を規制しているので、該非判定対象の「貨物等省令第8条第二号イ（二）に該当する貨物の设计用の装置」は、第8条第六号と第七号の両方に該当になる。
- C 送信帯域幅の確認をするためだけの機能しか有しておらず、暗号機能に関する確認機能は何もないので、貨物等省令第8条第十二号の判定をする必要はない。
- D 貨物等省令第8条第九号の「暗号装置」の判定をする必要がある。該非判定対象の主たる機能は、「伝送通信装置を设计する機能（送信帯域幅の確認をする機能）」と考えられるので、貨物等省令第8条第九号イ（一）、（二）、（三）のいずれにも該当しない。
- E 無線送受信機が広く流布していて、該非判定対象の「無線送受信機専用の设计用の装置」も市販されているような場合、該非判定対象自体が、貨物等省令第8条第九号へ（一）の3条件を全て満足すれば、貨物等省令第8条に非該当と考えられる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

(参考条文)

※貨物等省令第8条第二号

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの

イ 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの((三) に該当するもの又は出力が1.0ワット以下のものを除く。)

1 使用者によって拡散符号の書換えができるもの

2 送信帯域幅が情報チャネルの帯域幅の100倍以上であり、かつ、50キロヘルツを超えるもの(民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したもの又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するように設計したものを除く。)

(三) (略)

※貨物等省令第8条第六号

六 第二号イ(二)、第14条第五号若しくは第五号の二に該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品

※貨物等省令第8条第七号

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の五までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置(光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。)又はこれらの部分品若しくは附属品

※貨物等省令第8条第八号の二

ハの二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品(第六号に該当するものを除く。)

(以下省略)

※貨物等省令第8条第九号

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第3条第十九号ハ(二)2、本号へ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。)

イ 対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが56ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの(当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。))又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用い

ないで暗号機能を有効化できるものに限る。)のうち、次の(一)から(四)までのいずれかに該当するもの((五)から(十三)までに該当するものを除く。)

- (一) 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有するもの
- (二) デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品((一)に該当するものを除く。)
- (三) 電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品((一)又は(二)に該当するものを除く。)
- (四) 次の1及び2に該当するもの((一)から(三)までに該当するものを除く。)
 - 1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの
 - 2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの(この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。)又は第21条第1項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム(公開されているものを除く。)によって実現されているもの

(五)～(十三) (略)

ロ～ホ (略)

へ 次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)

- (一) 次の1から3までの全てに該当するもの
 - 1 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの
 - 2 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの
 - 3 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの

(二) (略)

※貨物等省令第8条第十二号

十二 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第21条第1項第七号、第八号の二又は第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置

<問題 29 >

輸出令別表第1の9の項で規制されている通信用の光ファイバーに関して、後記1から5までの中から、正しい説明を1つ選びなさい。

1. 通信用の光ファイバーであって、引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上のものは全て規制される。
2. 通信用の光ファイバーであって、長さが500メートルを超えるものうち、メーカーのカタログ保証値に引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上と記載されているものは規制される。
3. 通信用の光ファイバーについては、貨物等省令第8条第四号でのみ該非判定をすればよい。
4. 通信用の光ファイバーについて、引張強さの記載がカタログ等がない場合は、輸出者が規定の張力を動的に加えるオンライン又はオフラインのスクリーニングテストにより測定した実際の結果の値を用いて判定しなければならない。
5. 通信用の光ファイバーであって、水中敷設用に設計されたものは、引張強さが0.7ギガニュートン毎平方メートル以上のものは全て規制される。

<問題30>

貨物等省令第8条第九号イ（五）1二に規定される「個人情報」又は「団体情報」に含まれないものを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

1. 特定の団体に係る情報であって、認証に用いられるもの
2. 氏名
3. 特定の個人に係る情報であって、金銭債権に係るもの
4. 生年月日
5. 特定の団体に係る情報であって、著作権保護に用いられるもの